

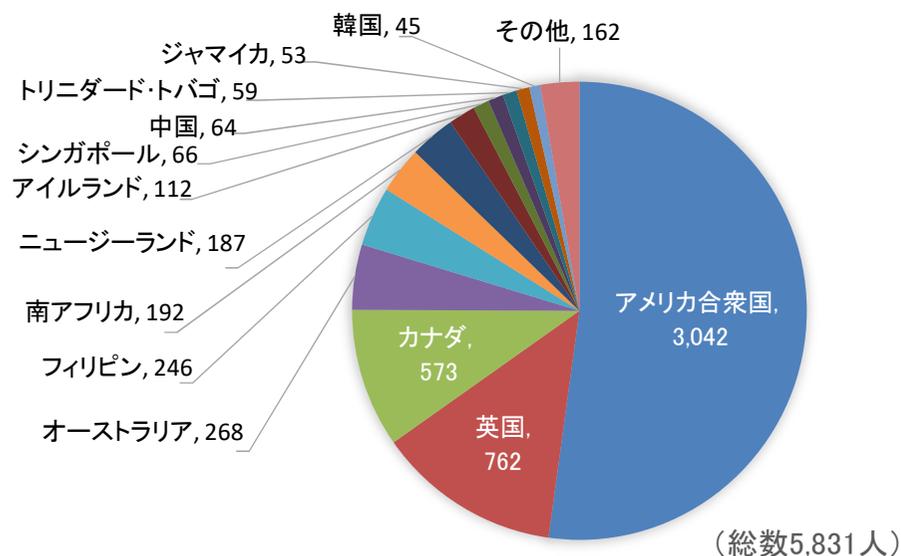
JETプログラム:外国青年を日本に招致、地方自治体等が小中高校での外国語教育・自治体での国際交流業務に活用するプログラム
⇒令和5年で**設立37年**:

累計で世界78か国から約7万7千人(令和5年時点)の外国青年を招致する**世界最大規模の人的交流プログラム**

⇒**小学校での英語教育早期化やインバウンド対策や海外販路開拓、多文化共生等の業務などに有為な人材を供給**

(1) 令和5年度の状況

◆ 招致国別の内訳



◆ 職種別内訳

- **ALT** (Assistant Language Teacher: 外国語指導助手) : 5,355人
⇒ 教育委員会や学校で、外国語教員等の助手として職務に従事
- **CIR** (Coordinator for International Relations: 国際交流員) : 468人
⇒ 地方公共団体の国際交流担当部局等で国際交流活動に従事
- **SEA** (Sports Exchange Advisor: スポーツ国際交流員) : 8人
⇒ スポーツを通じた国際交流活動に従事

(2) 地方財政措置

◆ 都道府県

(金額は令和5年度)

- 地方自治体におけるJET参加者の任用に要する経費(報酬・旅費など)について、普通交付税措置
(標準団体(人口170万人)の場合、約2億5千万円(JETプログラムコーディネーター※に係る経費の地方交付税措置含む。))
- 私立学校におけるJET参加者の雇用に係る都道府県の助成経費について、特別交付税措置
(算定: 地方単独事業で一人上限602万円×0.5)

◆ 市町村

- 地方自治体におけるJET参加者の任用に要する経費(報酬・旅費など)について、当該団体のJET参加者数に応じた額を普通交付税措置
(標準団体(人口10万人)の場合、120万円+JET参加者数×482万円)
- JETプログラムコーディネーター※に係る経費について、特別交付税措置
(算定: 地方単独事業で直接要する経費×財政力補正係数×0.5)

※ プログラムコーディネーターとは、JET参加者の地域における生活や、地域における交流活動、教育委員会や各学校現場、国際交流部局における活動に関する連絡調整の円滑化を支援する人材をいう。(H28~ 特別交付税措置(市町村分))

<業務内容例>

- JET参加者が日常生活を送る上で必要な情報の提供や相談
- 緊急事態(病气、事故等)への対応支援
- JET-ALTと教育委員会担当者や学校との連絡調整の支援